

# 食品営業許可・届出制度講習会 のご案内について

令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、これまでの「食品営業許可制度」が大幅に見直されます。また、許可対象以外のほとんどの食品事業所は「食品営業届出」が必要になります。

この度、山形市では、下記のとおり食品営業許可・届出制度講習会を開催します。受講を希望される方は、下記により申込みをしてください。

## 記

日 時：①令和3年5月12日(水)      ②令和3年7月6日(火)

③令和3年10月7日(木)

受付 9:30から      講習会 10:00~12:00

場 所：霞城セントラル3階 視聴覚室（山形市城南町1-1-1）

定 員：30名程度（1施設1名までの参加をお願いいたします。）

（先着順 申し込み多数の場合、参加人数の制限、受講できない場合がありますのでご了承ください）

持 ち 物：筆記用具

申込方法：別紙の申込書を山形市保健所あて、郵送、FAX、Emailまたは  
持参ください。（各回1週間前必着とします）

- 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況等により、中止となる場合があります。その場合、事前に山形市保健所ホームページに掲載しますので、必ずご確認のうえご参加ください。

担当：山形市保健所 生活衛生課 食品衛生係  
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル4F  
TEL：023-616-7280 fax：023-616-7282  
Email：seikatsueisei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

令和3年 月 日

## 食品営業許可・届出制度講習会受講申込書

|        |                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 営業所    | 名称<br>住所<br>電話                                            |
| 参加者    | 氏名<br>住所<br>電話<br><br>営業者・食品衛生責任者・従事者<br>該当するものに○をしてください。 |
| 希望日    | 令和3年 月 日 ( )<br>業種：                                       |
| 日中の連絡先 | (受講不可の場合等、連絡します。)                                         |

※各施設1名までの参加をお願いいたします。